

令和2年9月29日

第4回総会議事録

長岡市農業委員会

第4回総会議事録

- 1 日時 令和2年9月29日（火曜日） 午後2時00分
- 2 場所 アオーレ長岡4階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第16号 農地法第3条の許可申請について
議案第17号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第18号 農地法第4条の許可申請について
議案第19号 農地法第5条の許可申請について
議案第20号 農用地利用集積計画の取消しについて
議案第21号 農用地利用集積計画の決定について
議案第22号 農用地利用配分計画案の決定について
議案第23号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について
 - 日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (22名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (2名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主事 桑原 彩乃、
主事 涌井 唯奈

開 会 (午後2時00分)

- 樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、高橋会長から議長を
務めていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 (あいさつ)
それでは、農業委員会憲章を斉唱したいと思います。粉川会長職務代
理者より先導していただきますので、よろしくお願いいたします。
- 粉川会長職務代理者 (粉川会長職務代理者の先導により農業委員会憲章を斉唱)
- 議長 これより第4回総会を開催いたします。

欠席届が議席番号18番、佐藤辰也委員、23番、田中豊委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任でございます。私において議席番号12番、本田栄一委員、15番、中村正行委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第 2 議案第16号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、これより審議に入ります。議案第16号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は5件でございます。

1番から4番は売買による所有権移転、5番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第16号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第17号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第17号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書5ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域1件、栃尾地域1件、計2件でございます。

1番、不動沢の田について、当初の計画者が岩塩粉碎作業所建築敷地として転用する計画について許可を受けておりましたが、諸事情により建築が困難となったため、新たに承継者が駐車場敷地として利用する計画に変更するものでございます。

なお、この案件は後ほどご説明いたします農地法第5条許可申請の1番と関連しております。

2番、金沢5丁目の畑について、当初の計画者が住宅及び車庫建築敷地として転用する計画について許可を受けておりましたが、諸事情により建築が困難となったため、新たに承継者が住宅建築敷地として利用する計画に変更するものでございます。

こちらの案件は、後ほど説明いたします農地法5条許可申請の3番と関連しております。

以上の件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第17号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第18号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第18号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。
議案書7ページをご覧ください。
今月の4条許可申請は、長岡地域の1件でございます。
なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において9月18日までに現地確認を実施しております。

1番、亀貝町の田について、農機具格納庫及び駐車場敷地として利用するものでございます。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は住宅、事業用施設等が連たんしており、第3種農地に該当するため、原則許可できるものでございます。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第18号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第19号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第19号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。
なお、7番から9番は吉川勇委員の関係する案件でございます。本人は議事参加できませんので、まず、その3件を除いて事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書9ページ、10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域4件、越路地域1件、三島地域1件、和島地域1件、栃尾地域2件、川口地域1件、計10件でございます。

1番、不動沢の田について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年10月1日から令和2年10月31日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、申請者が自宅で実施しているセミナーの参加者のための駐車場が不足していることに伴い、近接する土地を選定したものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

なお、この案件は先ほどご説明いたしました事業計画変更承認申請の1番と関連しております。

2番、島崎の田について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年3月20日までの計画であります。申請地は宅地化の状況が連たんした区域に近接しており、今後住宅等が連たんすることが見込まれる10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

3番、金沢5丁目の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年5月31日までの計画であります。申請地は第一種中高層住居専用地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものでございます。

この案件は、先ほど説明しました事業計画変更承認申請の2番と関連をしております。

4番、川口牛ヶ島の田について、工事残土の埋立て拡張用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和8年3月31日までの計画であります。申請地は川口牛ヶ島地内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地の拡張であり、一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

5番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年3月31日までの計画であります。申請地は土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

6番、曲新町の田について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年10月15日から令和2年12月31日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、転用目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。

10番、西中野俣の田について、工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和2年12月25日までの計画であります。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものでございます。

以上につきまして、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第19号 農地法第5条の許可申請について、7番から9番を除き許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、7番から9番について審議します。

これは吉川委員が関係する案件でございます。委員の議事参与はでき

ませんので、吉川委員の退席を求めます。

(吉川委員退席)

議長 それでは、農地法第5条の許可申請、7番から9番について事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明いたします。

7番から9番について、全て吉川委員の関係する案件であります。一括してご説明いたします。

榎山町の畑について、それぞれ庭敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和2年11月1日から令和2年11月10日までの計画であります。申請地は市街化区域に近接しており、今後住宅等が連たんすることが見込まれる10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

以上について、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第19号 農地法第5条の許可申請について、7番から9番を許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定します。

吉川委員の着席を求めます。

(吉川委員着席)

議長 吉川委員にお伝えします。

7番から9番について原案のとおり決定いたしました。

議案第20号 農用地利用集積計画の取消しについて

議長 議案第20号 農用地利用集積計画の取消しについてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

令和2年3月総会において議案第72号として皆様に審議、決定をいただいたものですが、申請者がJA介在で利用権設定しているものを間違えて相対の利用権移転の申請をしていたことが介在者からの申出により判明したため、改めて申請手続を行うため、相対の利用権移転の取消しをするものです。

申出内容から、事務局といたしましては取消し相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第20号 農用地利用集積計画の取消しについて、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第21号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第21号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊の農用地利用集積計画を1冊配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。今月は利用権の設定、移転で114件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が108件、使用貸借権設定が6件となっています。

続きまして、農地中間管理事業において、農地中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入れ）分について、このたびは2件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、全て賃借権設定となっております。

続いて、使用賃借権及び賃借権の設定（公社貸付け）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは2件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、全て賃借権の設定となっております。

なお、詳細内容については、お配りした別冊農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上計118件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第22号

農用地利用配分計画案の決定について

議長

議案第22号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の19ページから20ページをご覧ください。新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。

このたびは11件の申出があり、全て賃借権移転となっております。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部

会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県の公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの聲が聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第22号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの聲が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第23号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について

議長 議案第23号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを議題とします。

 安達農政対策委員長から説明してもらいます。

安達委員長 農政対策委員長を務めております安達でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第23号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見についてを私のほうから説明させていただきます。

議案書は22ページから27ページに掲載してあります。ご覧いただきたいと思っております。

本意見書案の作成に当たりましては、本年度が委員改選の年でございます。したがって、5月下旬に前農業委員、推進委員の皆様から3年間の活動を通して農地利用最適化推進施策に関しまして意見聴取をさせていただきました。その意見を基に素案を作成し、8月下旬、新た

に選任された、農業委員、推進委員の皆さんに素案を配付させていただき、意見聴取をさせていただきました。

何分今年度はコロナ禍ということで、例年でありますと情報交換会で意見を聞き審議いただくところではございますが、いかんせん今年はそのができなかったため、アンケート方式で意見を取りまとめさせていただいたことをご承知おき願います。

なお、配付させていただいた後で意見のある場合には、9月4日までに事務局へ意見を提出いただくようお願いしてございましたが、提出はございませんでしたので、改めまして運営委員会を開きまして、再度内容を検討させていただき、最終調整とさせていただきます。

それでは、改めまして本文ですけれども、26から27ページに掲載してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

なお、議案書を事前に配付させていただきましたので、内容はそれぞれお読みいただいているのではないかと思いますので、私のほうからはその項目に対する意見があったものを一部紹介しながら説明させていただきます。

まず、1番目としまして、「持続可能な農業の実現と活力ある地域振興に向けた対策の強化について」を6項目に分けて記載させていただきました。まず、意見としましては、1番、2番、3番ですけれども、総数98件の意見をいただきました。長岡市も中山間地から海のそばまでと幅広い地域になっておりますので、様々な意見をいただきました。それらをまとめますと、やはり一番多かったのが現状の経営安定対策の継続、強化でございます。他産業並みの収入がないと産業として成立しないというようなことから施行されているわけですけれども、これを継続してほしい、あるいは需要に合わせた水田農業を推進していかなくてはいけないというようなところ、それに伴いまして六次産業との結びつきも大事だというような意見がございました。なお、ほかにも大規模農家であっても地域の農道管理などは、一人で管理することは難しいので、小規模農家も大事だということから小規模農家に対する助成制度も設定をしてほしいという意見がございました。これらを強化していくことが複合経営の推進につながってまいります。

では、何をやったらいいのだということで、ここに出てくる3番目にも同じようなことがあるのですけれども、今温暖化も進んでおります。

長岡の土地に合う、野菜や果物など、新しい作物の情報提供もお願いしたいというような意見もございました。また、一番これからのメインになっていくのが、スマート農業です。人材確保がなかなかできないというようなことで、こういったものも強力に推進していきたい。今日の長岡新聞ですが、1面にコンバインを運転しながらトラクターで同時に耕起という記事が出ていました。これを行うだけでも500万円かかるというようなことで、農業の一経営体ではなかなか導入できないというようなことで、こういったものへの支援が必要であるという意味の意見だと思っています。

こういったいろんな意見を踏まえまして、1番目として、需要に応じた水田農業の推進、担い手及び経営対策の強化、スマート農業の推進及び生産性向上対策の強化、六次産業化の推進、鳥獣被害対策の強化、災害に強い農業生産基盤の構築という6項目にまとめさせていただきました。

次に、2番目ですけれども、「担い手への農地の集積及び集約化について」を3項目に分けて意見をまとめました。1つ目が「担い手への農地集積及び集約化対策の強化について」です。2つ目が「中山間地農業の推進について」、3つ目が「人・農地プランの見直しについて」でございます。この項目に皆さんからいただいた意見としましては、やはり基盤整備が必要だという意見が10件出されています。また、基盤整備を進めるにもなかなか条件が厳しく、例えば基盤整備したときに10%の高収益作物を作りなさいとか、大きな面積を基盤整備するとその面積の20%に高収益作物を作付けるなど、なかなか厳しい条件が付されており、条件緩和もしてほしいといった意見もございました。

それから、実情に即した人・農地プランの見直しについてですが、現在、人・農地プランの見直しがされていますが、当初のプランはかなり前にできたのですが、実際に農家の方がなかなか分かっていなかったということがありましたので、今回は本当に実情に合ったプランとしていただくため、話合いの場の開催や情報提供をきちんとやってくださいという意見がございました。

それから、中山間地域における耕作条件の改善や担い手確保対策が必要という意見がございました。やはり、経営が成り立たなければ、耕作放棄地につながってしまうので、対策の一環としましては定年退職者が

参入できるような仕組みを充実させていただきたい。一般社会でも70歳定年制が増えていますので、ますます農家に関わる人が少なくなろうかというふうには思いますが、要望としてはこういう項目で入れさせていただきます。

最後に、3番目の項目としまして、「遊休農地の発生防止及び解消について」の意見でございます。これもほとんど全ての項目に関連してきます。今までの説明の中にもあるわけですが、現存の支援策を有効活用する情報の提供が欲しい。なかなか一般農家の末端まで浸透していないというのが農業委員さんが実際に活動した中での感想ということで、そういった場の提供をしていただきたいという意見がございました。条件不利支援対策の一環として、条件整備をすることで水害対策に貢献し、下流の農地を守ることもできるという意見もございます。

あと、現存支援策の弾力的運用の改善という項目で数名の方が同じような意見をあげられております。

他に、中山間地等直接支払交付金の有効活用の方法についての情報提供をもう少し細かく分かりやすくしてほしいなという意見を多くいただきました。何分きめ細かな活動を間に入れて進めていかななくてはならないのだというふうに感じました。ということで、こういう項目にまとめさせていただきます。

なお、審議、決定していただきましたら、高橋会長をはじめ運営委員8名で市長並びに市議会議長へ本意見書を提出に参りたいと考えております。

以上、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いしたいと思います。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

稲波忠昭委員 17番の稲波といいます。ちょっとお聞きいたしますけれども、これ市長、議長に提出するという意味でお願いする案件だと思いますけれども、この最後のほうに情報提供をよろしくお願ひします。これを見て、市長あるいは議長さんはここから農林課あるいは産業建設課に下ろして、こういう施策があるというのは分かります。でも、一般の町民、市民は、農家をやっている人たちには情報が下りていないことが多々あります。今回イノシシ被害の電気柵を200メートル申請あった場合は申込みでき

るという話を伺って、農地パトロールのときに個々の人に会ったときに、おまえ、このテープは何だと言ったら、イノシシよけだと、小国町でもそうだし、長岡市では電気柵の推進をしているから、申し込んだらどうだという話をしましたが、それは個人が申し込んでも駄目、集落あるいは中山管理組合が立ち会わなければ駄目という条件がついています。その条件も何も農村の方たちは知りません。その情報を見せてもらわないと、今年は小国町は物すごいイノシシ被害です。回ってみるとテープが貼ってあったり、電気柵がしてあったり、していない田んぼは全部イノシシです。長岡市みたいに平地の田んぼにいる人たちはイノシシ知りませんが、何年か前に三島のほうでイノシシ被害があるということとで電気柵を何十町歩もしている場所を見たことがありますけれども、この情報をもっと下のほうに下ろしていただきたいというふうに思っております。

それと、基盤整備の話ですけれども、この基盤整備は皆さんが考えているのは大規模区画の話だと思えますけれども、実際中山間地に入りますと、田んぼが3反、4反、5反、6反しかない田んぼの中で、基盤整備しないと大きな機械が入らない、田んぼが潜る、用水が困る、排水が困るという田んぼがいっぱいあって、これからさらなる遊休農地が発生することが確実に迫っています。そのため農林課のほうに伺いますと、3反以上なければ田んぼの基盤整備は暗渠はできませんという話です。それと、隣近所にも田んぼがなければ駄目ですという条件があります。その辺の緩和をもう少しできるようにしないといけないし、これから遊休農地を出さないようにするには補助率をもっと上げてもらわないと、とてもではないが、半分出してもらったって、半分は自分の田んぼでさえ暗渠するにお金がかかります。何年か前にしたときは、3反やったときに90万かかりました。暗渠排水するだけで90万かかりました。それを人の田んぼを作っている耕作者はその田んぼにまた90万かけるわけにいかないでしょう。それがなければ遊休農地が増えるばかりです。その辺も農林課と折衝をよろしくお願いしたいと思えます。

それから、もう一点、去年人・農地プランということで、各市町村みんな各農家にアンケートを取ったと思えますけれども、そのアンケートの集計が終わったのか終わっていないのか、自分は小国町の場合足りないということで、最後個々の農家に回った経緯がありますけれども、そ

これから先の報告が何もないですので、その辺どうなっているのかお知らせいただきたいと思います。

以上です。

安達委員長 申入れする私の立場から、お答えにはならないかもしれませんが、させていただきますが、そういったいろんな問題があるので、意見書という形で提出させていただきます。そこには今回から農林部長、農水産政策課長ですか、も同席することになっておりますので、そういったものも説明の中に加えていきたいと思います。

稲波忠昭委員 情報提供いただけますか。申請、要望書を出したら、農林課長なり議長から、半年後でもいいから、こういうふうになりましたという返事をもってください。出しっ放しの要望書だったら意味ないと思います。

以上です。

安達委員長 実は昨年も出したのですが、鳥獣被害が多いということで出しましたら、本年度から農政課の中に担当部署を設置して、今活動しているそうです。その検証結果はまだ出ておりませんが、そういうふうに確実に実施されていることは事実ですので、よろしくお願ひしたいと思いますし、先ほど小規模農家への補助ということもありましたが、頑張る農業支援事業ということで150万円までの長岡市独自の機械の設備に対する支援策もございますので、その辺の手續の仕方とか、そういうのがなかなか分からないということだと思いますので、こういうのもやっぱり農業委員が中心になって伝えるという役目もこれからしていかなくはいけないのだろうなと感じておりますので、要望を出しまして、また来年度の農林水産部の政策の中に織り込まれましたら発表させていただくということにしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 どうもご苦労さまでした。私のほうから委員にお話ししますが、先日私は長岡市農業委員会運営委員会開きまして、いろいろ検討しました。おたくが今お話しされた鳥獣被害、その件で大分論議したところでございまして、うちの農業委員会の農業委員と推進委員合わせて免許の取得のために勉強会をしようとして検討会でまとまっています。順次皆さんにご案内申し上げたいと思いますけれども、これは私が言うのではなく事務局のほうで。要するに資本提供いただきながら勉強会して、免許の取得、わなとか鉄砲とかいろいろありますが、私は年取っているの、鉄砲はやめたほうがいいのかとは言っておりますけれども、要

するにわなはよその市町村も大々的にやっています。この辺では刈羽とか出雲崎、農業委員の皆さんが研修会して、8割方免許を取得して、そしてイノシシの駆除に努めています。

問題は、イノシシの駆除に対して、イノシシがどういうふうにも有効利用できるのかというのが一番課題だったそうです。捕ってもそれが肉をうまく利用すればお互いにいいのしょうけれども、それができないために穴掘って埋めるのは駄目なのかなという感じだとかいって話聞いていますが、それにはちょっと、長岡市は牛と豚と違うものですから、ああいうところでもって処理というわけにはいきませんので、それに調理人がいるのか、その辺が問題で、皆さんの中から調理人になってそれを加工できる人がいなされば、大分捕れるそうです、よその市町村は。捕れるというか、引っかかるというか。だけれども、新潟の人に話聞いても、新潟の人が免許持って刈羽にわなかけるのだそうですけれども、わなかけるには条件があって、かけるのだけれども、万が一人間が引っかかる可能性もあるわけですから、危ないものですから、必ず1日に1回はかけた場所に見に行かなければならない。新潟の人は見れないものですから、刈羽の農業委員のある人に頼んで毎日見てもらっているそうですけれども、引っかかっているのですってね。まあ引っかかるそうです。それを有効利用すればうまいのではないかなと思います。私も何回か出雲崎と刈羽の会長さんからイノシシをもらったことがあります。あれうまいと言う人もいれば、硬い肉だと言う人もあるし、桜吹雪の肉だという、言葉だけはきれいですけども、どういうものでしょうか。

それを有効利用すれば、長岡市農業委員会としても予算がないのですけれども、それを予算化すればいいのではないかななんて考えるのですが、それは余分な話ですけども、確かに鳥獣被害は出ています、長岡市でも。栃尾では猿が物すごいそうです。猿が大変だという話ですけども、やっぱりイノシシとか、刈羽のほうはイノシシプラスカモシカが出ているそうです。柏崎の米山山麓から下りてくるという話聞きますけれども、新潟県全体どこの市町村も鳥獣被害に苦労しているのは話聞いています。長岡市も去年うちの農業委員会の三島の中村さんが言っていましたけれども、長芋をみんな食べられたなんていう話も聞いていますので、その駆除に対する勉強会もして検討していますので、期待して見てください。どういう結果が出るか分かりませんが、勉強

会して、わなの免許取って、少しでも被害を少なくしたいと考えています。

それと、もう一つですけれども、長岡市の市長と議長さんに、一番最後に話ししたいと思っていたのですけれども、市長さんに、今農業委員会法、法律が変わりまして、要望書から意見書に変わったのです。どうしても法律的には農業委員は市長、議長に意見を言わなければならないということになりましたので、毎年これは意見言わなければならないのです。こうしてもらいたいとか、こうやってくださいとか言わなければ駄目なのですが、皆さんの意見を尊重して、それを盛り上げていくのですけれども、その中で、今ちょうど10月の4日市長選に入ります。どなたが市長さんになるか分からないですけれども、皆さんの中で、長岡市農業の話を聞いてくれる市長さんになってもらえればいいかなと思っていますので、せいぜい皆さんも、どなたがなるか分かりませんが、応援して、できる範囲の要望に応えられるような市長さんになってもらえれば幸いかなと思っています。間違いなく11月には新しい市長さんには意見書を持って皆さんの意見を言ってきます。どこまで認められて、どこまで実行してもらえるか、それは分かりませんが、ただ1つ言いますが、一番今でも結果が残っているのは、頑張る農業支援事業、農機具の新規購入に150万の補助事業があるのは、これだけは結果が出ています。これだけ再度報告しておきます。よろしくお願ひします。

ほかに、質問、意見はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんで、採決に入ります。

議案第23号 長岡市長、長岡市議会議長に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題とします。事務局の報告をお願いします。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

5条の届出について24件を29ページから32ページに、農地法の適用を受けない事実確認4件を33ページに、18条合意解約について1件を34ページに、利用権解約について15件を35ページから37ページに、中間管理権の解約について2件を38ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上、提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第4回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時57分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年9月29日現在）

| 議席 | 出欠 | 氏名 | 議席 | 出欠 | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|------|----|----|---------|------|---|----|--|---|--|------|---|---|--|---|---------|--|---|----|--|---|---------|--|--|--|--|--|---------|
| 1 | 出 | 多田好一 | 13 | 出 | 青柳進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 出 | 吉川勇 | 14 | 出 | 青柳久雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出 | 岩本一男 | 15 | 出 | 中村正行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 出 | 諸橋昇一 | 16 | 出 | 土田米藏 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 出 | 堀徳太郎 | 17 | 出 | 稲波忠昭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 出 | 若井泰志 | 18 | 欠 | 佐藤辰也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 出 | 粉川一夫 | 19 | 出 | 高橋信昭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 出 | 菅沼正美 | 20 | 出 | 成澤善博 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 出 | 坂詰隆 | 21 | 出 | 櫻井正広 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 出 | 千野俊輔 | 22 | 出 | 池田朝二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 出 | 安達隆幸 | 23 | 欠 | 田中豊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 出 | 本田栄一 | 24 | 出 | 鳥羽若一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">22</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td>人</td> <td>議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td></td> <td>人</td> <td>本田栄一 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中村正行 委員</td> </tr> </table> | | | | | | 出席委員 | 人 | 22 | | 人 | | 欠席委員 | 人 | 2 | | 人 | 議事録署名委員 | | 計 | 24 | | 人 | 本田栄一 委員 | | | | | | 中村正行 委員 |
| 出席委員 | 人 | 22 | | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席委員 | 人 | 2 | | 人 | 議事録署名委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 24 | | 人 | 本田栄一 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 中村正行 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |